

平成 28 年度

第 2 回 千葉市廃棄物減量等推進審議会

会議録

日時 平成 28 年 7 月 29 日（金） 午後 3 時 00 分～4 時 45 分

場所 中央コミュニティセンター 8 階 千鳥・海鷗

午後 3 時 00 分 開会

【森永廃棄物対策課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより千葉市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めさせていただきます廃棄物対策課課長補佐の森永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、開会に当たりまして、環境局長の黒川よりごあいさつを申し上げます。

【黒川環境局長】 皆様、こんにちは。環境局長の黒川です。本日はお忙しい中、そしてお暑い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから廃棄物行政はもとより、市政各般にわたりましてご支援、ご協力を頂いておりますことに、深く感謝いたします。

さて、6 月 24 日に、当審議会から次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に係る基本的事項につきましての答申を頂きました。委員の皆様におかれまして、精力的にご審議を頂き、答申を取りまとめていただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。頂いた答申を尊重いたしまして次期計画の策定に取り組んでまいります。また、市議会議員の委員等の改選に伴いまして、新たに 5 名の方が委員に就任されました。本年度は、本日を含めましてあと 3 回審議会を開催し、次期計画について検討を行いたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、事務局から、平成 27 年度の最新実績に基づくごみ量予測結果についてご説明した後、答申や前回の審議会におけるご意見を踏まえて作成いたしました次期計画案につきまして、ご審議を賜りたいと存じます。委員の皆様には、本市の廃棄物行政のさらなる推進のため、より良い計画策定に向けてお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 本日の審議会につきましては、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第 4 条第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、委員総数 20 名のところ、16 名の出席をいただいておりますので、本会議は成立しております。

続きまして、市議会議員の委員等の改選に伴い、新たに本審議会委員に就任された方がいらっしゃいますので、ここで事務局を紹介させていただきます。

初めに、環境局長、黒川でございます。

【黒川環境局長】 よろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 環境保全部長、大木でございます。本日はほかの業務のため欠席とさせていただきます。

資源循環部長、神崎でございます。

【神崎資源循環部長】 神崎でございます。よろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 環境総務課長の代理出席として、環境総務課長補佐、山内でございます。

【山内環境総務課長補佐】 よろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 環境保全課長の代理出席として、環境保全課長補佐、奥村でございます。

【奥村環境保全課長補佐】 よろしくお願ひします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 廃棄物対策課長、小池でございます。

【小池廃棄物対策課長】 よろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 収集業務課長の代理出席として、収集業務課長補佐、丸山でございます。

【丸山収集業務課長補佐】 よろしくお願ひします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 廃棄物施設課長、瀬川でございます。

【瀬川廃棄物施設課長】 よろしくお願ひします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 産業廃棄物指導課長、大塚でございます。

【大塚産業廃棄物指導課長】 よろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 以上でございます。

引き続き、委員の皆様全員のご紹介をさせていただきます。委員名簿に沿ってお名前をお呼びいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

最初に、千葉大学大学院人文社会科学部研究科教授、倉阪委員でいらっしゃいます。

【倉阪委員】 よろしくお願ひします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 一般財団法人日本環境衛生センター東日本支局環境工学部次長、藤原委員でいらっしゃいます。本日は所用のためご欠席と承っております。

続いて、敬愛大学経済学部教授、金子委員でいらっしゃいます。

【金子委員】 よろしくお願ひいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 第9地区町内自治会連絡協議会会長、武井委員でいらっしゃいます。

【武井委員】 よろしく申し上げます。

【森永廃棄物対策課長補佐】 千葉市地域婦人団体連絡協議会会長、伊藤委員でいらっしゃいます。

【伊藤委員】 よろしく願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 千葉市子ども会育成連絡会副会長、穴倉委員でいらっしゃいます。本日は所用のためご欠席と承っております。

日本労働組合総連合会千葉中央地域協議会事務局長、辻委員でいらっしゃいます。本日は所用のためご欠席と承っております。

続いて、公募委員、岩根委員でいらっしゃいます。

【岩根委員】 岩根でございます。

【森永廃棄物対策課長補佐】 同じく公募委員、河合委員でいらっしゃいます。

【河合委員】 よろしく申し上げます。

【森永廃棄物対策課長補佐】 千葉市大型店会、古野委員でいらっしゃいます。

【古野委員】 よろしく願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 千葉市商店街連合会副会長、藤代委員でいらっしゃいます。

【藤代委員】 よろしく願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 千葉市清掃協議会会長、市原委員でいらっしゃいます。本日は所用のためご欠席と承っております。

千葉市再資源化事業協同組合理事長、飯田委員でいらっしゃいます。

【飯田委員】 よろしく願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 千葉県警本部千葉市警察部総務課長、鈴木委員でいらっしゃいます。

【鈴木委員】 鈴木です。よろしく願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 千葉市議会議員、桜井委員でいらっしゃいます。

【桜井委員】 よろしく願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 同じく、松坂委員でいらっしゃいます。

【松坂委員】 よろしく申し上げます。

【森永廃棄物対策課長補佐】 同じく、小松崎委員でいらっしゃいます。

【小松崎委員】 よろしくをお願いします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 同じく、山本委員でいらっしゃいます。

【山本委員】 山本です。よろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 同じく、布施委員でいらっしゃいます。

【布施委員】 布施でございます。よろしくをお願いします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 同じく、福永委員でいらっしゃいます。

【福永委員】 よろしくをお願いします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 ありがとうございます。

本日の会議の進行につきましては、会議次第に沿って進めてまいります。

資料につきましては委員の皆様へ事前にお送りしておりますが、資料 1 及び資料 2 につきまして修正をいたしましたので、本日、改めてすべての資料を机上に配付させていただきました。

ここで、資料の確認をさせていただきます。最初に次第、席次表、委員名簿に続き、配付資料の順に読み上げます。

資料 1「平成 27 年度のごみ量実績に基づく数値目標について」、資料 2「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）」、参考資料 1「平成 28 年度第 1 回審議会の次期計画（案）」に対するご意見と対応」、参考資料 2「今後のスケジュールについて」、さらに、去る 6 月 24 日に当審議会から市長あて答申が行われましたので、別冊として答申書等を併せて配付させていただきます。

以上、資料の過不足等はございませんでしょうか。

なお、審議会は会議録を含め公開となっております。委員の皆様におかれましては、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、続きまして、会長の選任に移らせていただきます。

会議の議長は、廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が務めることとなっておりますが、委員の変更に伴い、会長が空席となっております。

つきましては、会長が決まるまでの間、武井副会長に仮議長を務めていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【森永廃棄物対策課長補佐】 それでは、武井副会長、お願いいたします。

【武井副会長】 ご指名を頂きました武井でございます。

それでは、会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

会長の選任につきましては、廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第3条第2項の規定によりまして、委員の互選によるところとされておりますが、いかがいたしましょうか。

飯田委員さん。

【飯田委員】 これまで、会長職におきましては市議会議員の委員にご就任をいただいております。今回も議員さんの中からお願いしたらよろしいかと存じます。

そこで、以前にも会長経験がございます小松崎委員にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

【武井副会長】 ありがとうございます。ただいま、飯田委員の方から、会長に小松崎委員をとというご発言がありましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【武井副会長】 よろしいでしょうか。

それでは、小松崎委員に会長をお願いしたいと思います。小松崎委員におかれましては、よろしく願いをいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 それでは、小松崎委員には、会長席の方へお移りいただきたいと存じます。

〔小松崎委員、会長席へ移動〕

【森永廃棄物対策課長補佐】 これからの議事進行につきましては、小松崎会長をお願いいたします。

初めに、会長就任に当たりまして一言ごあいさつを頂き、議事の進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【小松崎会長】 ただいま会長を拝命いたしました小松崎でございます。若輩者ではございますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

昨年6月から、市長から、千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について諮問がなされ、6月に、これまでの審議結果を踏まえ答申を行っており、今後は、次期計画策定に向けて、より具体的な審議を行う予定となっております。委員の皆様のご協力を頂きまして、副会長とともに、議事の進行その他につきまして、しっかりと進めてまいりたいと存じますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題の方に入らせていただきたいと思います。

議題（１）「最新実績（平成 27 年度）に基づくごみ量予測結果について」、事務局より説明をお願いいたします。

神崎部長。

【神崎資源循環部長】 議題（１）「最新実績（平成 27 年度）に基づくごみ量予測結果について」、お手元の資料 1「平成 27 年度のごみ量実績に基づく数値目標について」に基づきましてご説明申し上げます。

これまで、平成 26 年度実績に基づき、ごみ量予測を行い、数値目標を設定しておりましたが、27 年度のごみ量等の実績が確定されたことに伴い、時点修正を行っております。

なお、予測手法と実施施策等による減量効果につきましては、これまでの議論のとおり変えておらず、数値目標も、後ほどご説明いたしますように、微修正にとどまっております。

それでは、まず、資料 1 の「主なごみ量実績」の欄をご覧ください。家庭系ごみ、平成 26 年度につきましては 22 万 5,537t で原単位は 642g、27 年度にはこれが、22 万 6,371t、原単位は 641g となっております。同様に、事業系ごみにつきましては、14 万 3,590t、原単位 409g から、14 万 1,124t、原単位が 400g へと変わっております。

なお、焼却処理量につきましては、26 年度は 25 万 531t、原単位に換算いたしますと 713g から、25 万 2,836t、原単位に換算して 716g に変化しております。

これを受けまして、2 の「次期計画における数値目標」を再算定いたしました。この結果、目標年であります平成 43 年度におきまして、これまで平成 26 年度の実績をもとに算定していたものと比較いたしますと、①の「総排出量」が、従来は 35 万 7,000t 以下であったものが、27 年度実績を反映することにより 35 万 4,000t 以下へ修正されております。それ以外の焼却処理量、再生利用率、最終処分量等につきましては、従来どおり、43 年度の目標につきましては変わっておりません。

次に、2 ページ目に、これまで審議会や部会におきましてご議論いただき、確定されている予測手法の概要についてご説明申し上げます。

まず、家庭系ごみの予測手法でございますが、市民 1 人 1 日当たりの排出量原単位が平成 27 年度実績のまま推移すると仮定して、将来人口を乗じて予測したごみ量から、次期計画の実実施施策による削減効果を差し引いております。そして、市の処理量を決め、処理量、処分量を算定しているところでございます。

事業系ごみの予測手法につきましては、同様に、将来人口と連動させるため、事業系ごみ排出量原単位が 27 年度実績のまま推移すると仮定いたしまして、将来人口を乗じて予測したごみ量から施策による削減効果を差し引き、同様に処理量等を算定しております。

また、同様に、参考でございますが、3 ページ以降に、次期計画の実施策とそれぞれの減量効果についてまとめております。これまでの審議会でのご議論を受けて集約したものですので、項目のみの紹介をさせていただきます。

まず、①の下、「家庭系剪定枝等の再資源化の推進」、「事業系剪定枝等の再資源化の推進」、4 ページ目、「学校給食残渣の資源化」、「民間バイオガス化処理施設拡充に伴う生ごみの資源化への誘導」、③の下、「生ごみ減量・資源化事業の拡充」、5 ページに進みまして、「事業系古紙の再資源化の推進」、④の関係で「焼却灰の再資源化」、これらの施策を効果として見込むことといたしております。

最後に、6 ページ目をご覧いただきたいと思います。この表 1 は、26 年度実績、27 年度実績を踏まえまして、26 年度までの実績に基づく旧計画値と 27 年度のデータを投入したときの計画値を一覧表で比較したものでございます。冒頭にご説明したとおり、①の「総排出量」のところをご覧いただきますと、27 年度の実績に基づく計画値が 35 万 4,000t に修正されており、43 年度のほかの目標値につきましては従来どおりでございます。ただし、33 年度の欄をご覧いただきますと、焼却処理量については、24 万 2,000t であり、26 年度実績を踏まえたときに比べまして、端数処理のため 1,000t 上積みされておること、また、⑦の「再生利用率」については、33 年度は 35%になっておりますが、従来は 36%ということで、こちらも端数調整の関係で 1%数値が変化しております。

議題（1）についての説明は以上でございます。

【小松崎会長】 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

倉阪委員。

【倉阪委員】 ご説明ありがとうございました。ごみ量の実績のところ、原単位が、これから説明される資料 2 の 4 ページにあるものと若干区分が違ってございまして、家庭ごみについて、恐らく、資料 1 の方では資源回収量が入った形の排出量になっているのかなと思います。事業系ごみについても同じく、資源回収量が入った排出量の原単位が出ているということで、家庭系を見ると、資源回収量を除いたものでは原単位が 510 から 513 に増えてしまっているという状況があります。資料 2 の 5 ページを見ますと、有料化をしたにも

かわらず、資源回収量が増えていないといった状況がありまして、この辺りちょっと懸念材料ではないのかなと。有料化をして、資源回収量を増やして、そっちのルートを太くして減らすということが望ましいわけですが、実際としては、そういう方向になっていない。そうすると、リバウンドをしてくるおそれがあるということです。なので、この辺りはちゃんと自覚をした上で、計画の重点を、資源回収量をいかに増やすのか、そのための施策をちゃんと考えなければいけない、ということは自覚して議論を進める必要があるかなと思いました。

以上、コメントでございます。

【小松崎会長】 コメントに対して、事務局、ないですか。

【神崎資源循環部長】 今のご意見を踏まえまして、十分に詰めてまいりたいと思います。

資源化が進んでいない理由でございますけれども、焼却ごみ量に含まれております資源物の量につきましては、有料化後、若干減少しておるということで、そういう意味では一定の効果が出ているというふうに解釈されます。ただ、全体として、例えば古紙の関係で申し上げますと、新聞や雑誌の購読数の減少、雑がみ等の容器包装系の紙類についても軽量化が図られているということで、若干、資源化に回っていくものが少なくなっている。同時に、行政だけではなくて、民間のスーパー等も古紙等の資源回収を始めているところがあって、多様なルートがあるということで、そちらの方にも流れているということがございます。こういった状況も踏まえて、十分施策を組み上げていくということで留意して進めたいと思います。

【小松崎会長】 それでは、今のコメントを踏まえてしっかりと。

福永委員。

【福永委員】 一つは、倉阪先生が言われたように、有料化をすることによって、ごみの排出量が減量すると言われたので、私は、そのときには、「ちょっと違うんじゃないか。そう簡単ではありません」と言っています、かなり前から。これは全国的にそうです。だから、ここのところは、今、部長から説明があったんですが、何でなんだということを言わないと。もともと有料化の最大の効果は、減量、要するに、ごみが減るんだということでこれを提案したんですよ。しかし、実際はこんなに上がっている。何でこういうことになっているのかについて、そこはもう一回かなり詰めて説明いただかないと。当初この計画を出したときと結果が全然違うわけですよ。これはきちんとしないと矛盾になってしまいますので。ここは一番大事なところだと思うのです。増えてしまったら、もともとのこの

計画を何で作ったのかということになります。そこは、次回でも結構ですから、もう少し議論していかなければいけないことではないかということを申し上げておきたいと思います。

【小松崎会長】 ご意見でよろしいですか。

委員。

【松坂委員】 当時、有料化の議論のときに僕もいましたけれども、そのときからリバウンドの話も出ていたわけで、今更の話だと僕は思っています。今、剪定枝の今後のリサイクルも一生懸命やってもらっていますし、環境局としては十分頑張ってもらっているのではないかと思いますし、この審議会でも有料化を決定した経緯から考えますと、当時、僕は有料化については異論を唱えた張本人でございまして、強制的なやり方でどこまで減少できるかということも言いましたので、今の段階はその過程にあるのだというふうに思っています。

そういう意味でも、いろいろなリサイクルができる部分、資源の部分これから改善していくのは当然ですけれども、いま一度、環境局には少し時間を与えてもらって、ゆっくりとやるしか方法はないので、一回これの有料化に踏み切った以上は、その点について疑問を投げかけてはいけないと僕は思っています。むしろ課題としては、環境局は十分に分かっていると思いますので、努力してもらうしか方法はないと思います。是非よろしくをお願いします、ということしか言いようがありません。

【小松崎会長】 部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 原単位で見えますと、平成 25 年度の資源物を除く一般家庭の排出原単位が 550g でございました。これが 26 年度には 510g 程度で、27 年度に若干上がったということでございます。こういったところをよく分析させていただきまして、また、ごみ処理基本計画の中で更に減量効果を、特に 2R を中心に施策の効果を引き出すように十分努力をしてまいりたいと思います。

【小松崎会長】 ほかにございますでしょうか。

それでは、次に、議題（2）「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 それでは、議題（2）につきましては資料 2「千葉市一般廃棄物（ご

み) 処理基本計画(案)」に基づきご説明申し上げます。

まず表紙に記載してある凡例につきましてご説明申し上げます。

まず、計画書スタイルに近づけるということで、今回、計画書の内容に興味を持っていただき、また理解を深めていただくため、「ワンポイント」というものを追加いたしました。下線を引き、番号がついた箇所が計画書内に出てまいります。用語の説明が必要なものにつきましては、資料編で用語集を設けて掲載する予定でございます。次に、網掛けの部分は、これまでご議論いただくときに参考としてご覧いただいていた計画書の素案、それから修正した部分をお示ししてございます。

なお、今回集中的にご議論いただくのは第5章の計画事業の部分であり、こちらは今回初めて具体的な内容を提示させていただいております。

次に、四角書きに矢印で表示された部分は、過日頂きました答申、そして前回の審議会での委員の皆様方のご意見を四角内に記載して、矢印の先に反映した計画内容をお示ししてございます。

なお、計画事業につきまして、これまでの継続するもののほか、(新)は新規事業、拡充する事業については(拡)、そして、前回の審議会後に事務局において検討させていただき、新たに追加した事業を四角書きでお示しいたしました。

今回、資料2は約100ページございますので、ポイントを絞りましてご説明させていただきます。

まず1ページをお開きください。「ワンポイント」として、「3用地2清掃工場運用体制」について掲載をさせていただきました。

次に5ページにお進みいただきますと、同様に「ワンポイント」として「家庭ごみ手数料徴収制度」、12ページには「ちばルール」について解説をさせていただきました。

18ページの表2-4「前計画の目標に対する進捗状況」については、平成27年度の実績値を入れさせていただいたこと、さらに、19ページから22ページにお示ししておりますグラフにつきましても、最新のデータを入れさせていただき、数字の部分につきましては文章を最小限修正させていただいたところでございます。

次に、25ページでは、「ワンポイント」として、「剪定枝等循環システムモデル事業」について解説をさせていただいております。また、前回の審議会におきまして、「費用対効果は将来にわたるトータルコストを検討する必要がある」というご意見を頂いたのを受けまして、「ワンポイント」として費用対効果の考え方につきまして記載をさせていただ

きました。

次に、26 ページでは、答申の中で、「プラスチック製容器包装の再資源化の実施を判断する理由について、市民に説明する必要がある」というご意見を頂いたのを受けまして、「ワンポイント」として、「容器包装リサイクル法の改正について」、「プラスチック製容器包装の再資源化手法について」という 2 つの「ワンポイント」を記載いたしました。併せて、前回の審議会におきまして、「廃棄されたプラスチックごみの海洋汚染について計画書に取り入れてはどうか」というご意見を頂きましたので、「ワンポイント」として、「海のマイクロプラスチック汚染について」を追記させていただいたところでございます。

次に 27 ページにお進みください。前回の審議会におきまして、現行計画の目標値を達成できなかった理由等を整理し、次期計画にどうつなげていくのかが分かるような文章を付け加えることについてご意見を頂きました。これを受けまして、27 ページの中段以降に、プラスチック製容器包装の再資源化、剪定枝等の再資源化等が未実施であったため、焼却処理量の目標値を達成できなかったこと、また、次期計画では、施策展開の方法を工夫し、実効性の高い計画事業を展開していく必要がある等々につきまして、記載を追加させていただいたところでございます。

29 ページからは第 3 章の基本理念の部分でございます。29 ページには、重要な概念であります循環型社会と低炭素社会につきまして「ワンポイント」を追加させていただいたところでございます。

30 ページでは具体的に基本理念を書き込んだところでございますが、基本理念の中に「3R」という言葉が出てまいります。重要な概念でございますので、こちらも「ワンポイント」として追加をさせていただいたところでございます。

31 ページはスローガンでございますが、これについては、現在検討中でございますので、今後検討し、ご報告をさせていただく予定でございます。

36 ページは計画フレームでございます。表 4-1、先ほどの 27 年度の実績と計画値を更新させていただいたところでございます。

45 ページは、ごみ減量の内訳でございます。まず、こちらは家庭系ごみの内訳でございますが、前回の審議会において、「市民一人一人が努力できるような数値目標を設定してはどうか」というご提案を頂きました。これを受けまして、図 4-9 において、「ごみ減量に向けた市民の努力目標」として、卵を例にとり、1 日約 77g という例示をさせていただいたところでございます。

46 ページは、事業系ごみの分別資源化でございます。こちら、先ほどの 27 年度の実績を更新させていただくとともに、平成 43 年度の目標に合わせまして数値を調整させていただいたところでございます。

47 ページ以降が「第 5 章 目標達成に向けた施策展開」でございまして、今日、集中的にご議論いただきたい部分でございます。これまでは、それぞれの基本方針 1 から 3 の内容、そして、それぞれの施策展開の方向性の書きぶりにつきましてご議論いただきました。本日は、個別事業の 1 から 27 の事業につきまして細かくお示しをいたしましたので、こちらにつきまして、ご議論、ご意見を頂ければ幸いです。

まず 49 ページでございます。49 ページは、「事業 1 ごみ減量のための『ちばルール』の普及・拡大」でございます。これについては、答申において、「ちばルール」協定店の拡充、普及・啓発、取組み PR の強化、食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減、そして、店頭でのプラスチック容器回収の実施の働きかけについて、ご意見を頂いたところでございます。これを受けまして、事業内容の「(1) 『ちばルール』の普及・啓発の強化」のうち、②に拡充の事業として「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実。(2) の「『ちばルール』の施策の推進」のうち②、新規事業として、食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進を位置付けたところでございます。

50 ページは、「事業 2 3R 教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化」でございます。これについては、答申において、「幅広い年齢層が 2R に取り組めるような世代別の環境学習プログラムを推進すべき」などのご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容といたしまして、「(1) 3R 教育・学習の推進」の③、拡充事業といたしまして「環境学習プログラムによる積極的な 3R の推進」を位置付け、「(2) ごみ処理に関する情報の共有化」の②、これも拡充事業で「広報誌等による最新情報の提供」を位置付けたところでございます。

51 ページ、一番下でございます。前回の審議会におきまして、「2R を推進するための施策を充実させるべき」とのご意見を頂き、また、答申におきまして、先ほどと同様、「効果的なプログラムを設定し、きめ細やかに実施していくべき」というご意見を頂戴したところでございます。これを受けまして、新たに追加した事業が 2 つございます。「⑦ごみ減量コンシェルジュの設置」は、環境事業所にコンシェルジュを設置し、相談を受け付けるとともに、住民と協働してごみに関する諸問題の解決に当たる事業でございます。また、「⑧可燃ごみ減量効果の『見える化』の実施」といたしまして、町内会などを対象に、生

ごみの再資源化や水切りなど、減量取り組みの実施前後でごみの計量等を行い、分かりやすくごみ減量効果を体験していただく事業でございます。

52 ページにお進みください。「事業 3 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進」でございます。答申におきましては、「民間事業者の情報提供等による不用品リユースを促進していく必要がある」などのご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容の「（2）再使用（リユース）の促進」のうち⑤、拡充事業として「民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進」を位置付け、新たに、⑥の事業、「リユース促進に寄与するイベントの開催及び民間団体の活動支援」を追加いたしました。その下、不用の「用」のミスプリがございます。申し訳ございません。不用となりましたおもちゃなどを拠点回収し、イベントを通じ市民に無償配布することでリユースの普及・啓発を図るものでございます。

54 ページは、「事業 5 生ごみの発生抑制の推進」でございます。答申におきましては、「家庭系生ごみの発生抑制に向けた普及・啓発を強化する必要がある」、「生ごみ減量処理機等の購入補助制度の拡充や PR を強化していく必要がある」などのご意見を頂いたところでございます。また、前回の審議会におきまして、2R を推進するための施策の充実についてもご意見を頂いたところであり、これを受けまして、事業内容（1）の①、拡充事業として、「家庭で取り組める生ごみ削減に関する普及・啓発」、「生ごみ減量処理機等購入補助金制度の拡充」のほか、新たに追加した事業として、「③生ごみ減量処理機等の普及・啓発活動の実施」を位置付けております。具体的には、店頭における生ごみ減量処理機のデモンストレーションや PR 動画の作成など、普及・啓発活動を実施するものでございます。また、新規事業として、「⑤生ごみ減量・再資源化講習会の実施」や「⑥生ごみ処理物の有効活用方法の検討」を位置付け、更に追加する事業として「⑦生ごみ再資源化に取り組む市民に対するインセンティブの付与」、具体的には、生ごみを可燃ごみとして排出しない市民に対し専用指定袋を無償配布するなど、インセンティブの付与について検討する事業、さらに、⑧として「フードドライブの実施」、公共施設においてフードドライブを実施し、食品ロスの削減を図る事業を追加したところでございます。

58 ページは、「事業 8 不法投棄の防止」でございます。答申におきましては、不法投棄監視員やごみ収集業者と連携した取り締まりの強化等につきまして、ご意見を頂戴いたしました。これを受けまして、不法投棄防止ということで、拡充事業として「不法投棄パトロールの強化と早期撤去指導の実施」、新規事業として「町内自治会等に対する監視カ

メラ等の貸与」を位置付けたところでございます。

59 ページ、「事業 9 C-EMS による市庁舎等における率先した 3R の推進」でござい
ます。答申におきましては、「C-EMS による市庁舎等における率先した 3R を徹底」とのご
意見を頂き、これを受けまして、事業内容として、「(1) 市庁舎等における率先した 3R
の推進」のうち、「⑤C-EMS 適用の拡大」などを位置付けたところでございます。

62 ページからは基本方針 2 の関連でございまして。「事業 10 市民・事業者との協働に
よる再資源化の推進・支援」でございまして。これについては、答申において、「廃食油は、
町内自治会の方や再資源化していない商店街の方にご協力いただく取り組みを推進してい
く必要がある」、「ごみ減量・再資源化を推進する人材の育成が必要である」などのご意
見を頂戴いたしました。これを受けまして、事業内容として、「(1) 協働によるごみ減
量・再資源化の推進」の拡充事業として、「①資源物の回収拠点の充実」、「②ごみ減量・
再資源化の人材の育成」、新規事業として「③事業者との協働による再資源化の推進」を
位置付けたところでございます。

64 ページは「事業 11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底」でございまして。これについ
ては、答申におきまして、「ごみ排出ルールの遵守指導や指導徹底が必要不可欠である」
とのご意見を頂き、事業内容として、「(1) ごみステーション排出指導の強化」、「⑤
無関心層への情報提供の強化」を位置付けたほか、新たに「⑥ごみステーションにおける
早朝啓発活動の実施」を追加いたしました。これまでも折に触れまして早朝啓発はやって
ございますが、環境事業所がごみステーションを巡回して行っている家庭ごみの分別・排
出指導業務の際に、声掛けやチラシ配布などにより分別・排出の啓発活動を積極的に行う
ものでございます。また、「(2) ごみステーション管理の支援」のほか、拡充事業とし
て「(3) 市民参加による分かりやすい『家庭ごみの減量と出し方ガイドブック』等の作
成」や「(4) 幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底」を位置
付けたところでございます。

66 ページは「事業 12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底」でございまして。答申にお
きましては、「普及・啓発については、事業所別にも配慮した効果的なプログラムを設定
し実施していくべき」とのご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容の中に、ま
ず、「(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化」のうち、新たに追加した事業とし
て、「②事業用準大規模建築物の創設及び所有者に対する減量計画書の提出義務付け」を
追加いたしております。これまで、一定基準におきまして、事業用大規模建築物について

減量計画書を義務付けておりましたが、一定量の廃棄物の排出が見込まれる規模を有する事業所を準大規模建築物と位置付けて、同様に減量計画書の提出を義務付けることを計画として取り入れてございます。また、新規事業として「⑥商業施設等のテナントに対する分別・排出の推進」を位置付けたほか、新たに⑦といたしまして「『事業所ごみ分別・排出ガイドブック』による適正排出等の周知」を位置付けたところでございます。家庭系のガイドブックが比較的分かりやすいということで、事業系につきましても同様に分かりやすいようなマテリアルを作成するというところでございます。

68 ページは「事業 13 多様な排出機会の提供と動機付けによる古紙等の再資源化の推進」でございます。答申におきましては、市民と事業者との連携による資源物の回収拠点の充実、集団回収量の増加に向けた取り組みについて、ご意見を頂戴いたしました。これを受けまして、事業内容の（２）の新規事業として「②集団回収における未参加団体へのアプローチの実施」、「（３）市民が分別・排出しやすいシステム作り」の拡充事業として「③民間事業者との連携による持ち込み回収の実施」、新規事業として「④環境事業所における多様な拠点回収の実施」、新規事業として「（４）事業系古紙拠点回収の実施」を位置付けております。

70 ページは「事業 14 剪定枝等の再資源化の推進」でございます。答申におきましては、「モデル事業の効果を検証し、優先的に全市で実施すべき」などのご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容として、「（１）家庭系剪定枝等の再資源化の推進」の新規事業で「①家庭系剪定枝等の再資源化事業の推進」、そして、「（２）事業系剪定枝等の再資源化の推進」のうち新規事業「①事業系剪定枝等の民間再資源化施設への搬入誘導」等を位置付けております。

71 ページは「事業 15 生ごみの再資源化の推進」でございます。答申におきましては、「家庭系生ごみの発生抑制に向けた普及・啓発を強化する必要がある」、「事業系生ごみは食品リサイクル対応の民間処理施設へ誘導する必要がある」とのご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容といたしまして、「（１）家庭系生ごみの減量・再資源化の強化」の拡充事業として、再掲でございますが、「①生ごみ減量処理機等購入補助金制度の拡充」や「③生ごみ減量・再資源化講習会の実施」、「（２）事業系生ごみの再資源化の促進」の拡充事業として、「③登録再生利用事業者へ排出する事業者に対する啓発・支援」、新規事業として「④食品残渣の再資源化の促進」を位置付けております。

72 ページは、「事業 16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施」でございます。

ます。答申におきましては、「搬入物検査の実施により、不適正排出を減らしていくこと」とのご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容として、「清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の継続実施」を位置付けております。

73 ページは「事業 17 さらなる再資源化品目の検討・推進施策」でございます。答申におきましては、「単一素材プラスチックの拠点回収等による再資源化」、そして、「家庭系プラスチック製容器包装については、国による法制度の改正が検討されていることから、国の動向を注視していく」といったご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容として、「(1) 単一素材プラスチックの再資源化」の新規事業として、「②清掃施設における単一素材プラスチックの選別及び再資源化」や「(2) 民間事業者との連携による持ち込み回収の実施」を位置付けております。また、プラスチック製容器包装の再資源化につきましては、再資源化を検討する旨、位置付けたところでございます。

76 ページからは基本方針 3 関係となります。「事業 18 収集運搬体制の合理化」についてですが、答申におきましては、「収集運搬体制の合理化を図るとともに、環境に優しい収集車の導入」に関してご意見を頂くとともに、前回の審議会におきましても、電気自動車、燃料電池車も含めた検討ということでご意見を頂いたところでございます。これを受けまして、事業内容として、「(1) 環境に優しい収集車の導入」として、「①次世代自動車の導入」のほか、「(2) 収集体制の整備・見直し」の「④幕張新都心廃棄物空気輸送システムの維持管理」、新規事業として「(3) 環境事業所の体制見直しの検討」を位置付けたところでございます。

78 ページは「事業 19 ごみ出し支援サービスの実施」でございます。答申におきましては、ごみ出し支援サービス事業を抜粋した分かりやすいパンフレットの作成等につきまして、ご意見を頂いております。これを受けまして、高齢者、障害者を対象としたごみ出し支援サービスの実施として、事業の周知を含めまして位置付けさせていただいたところでございます。

79 ページは「事業 20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築」でございます。答申におきましては、「3 用地 2 清掃工場体制への移行について、運用体制の見直し、故障等のリスク回避や市内民間処理施設の活用を含め検討する必要がある」等のご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容の「(2) 民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの検討」の「⑤食品残渣の再資源化の促進」など、記載の事業を位置付けたところでございます。

80 ページは「事業 21 焼却残渣の再生利用の推進」でございます。答申におきましては、「焼却残渣の再資源化を中心に、循環型システムの構築を目指していく必要がある」、「再資源化物の活用方法も含め、総合的に検討する必要がある」とのご意見を頂きました。これを受けまして、「(1) 焼却残渣の再生利用」として、「①溶融スラグ化による再利用」、「②溶融スラグの利用先拡大」を位置付けたところでございます。

83 ページは「事業 24 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備」でございます。答申におきましては、「清掃工場における効率的なエネルギー回収や最終処分場の延命化を考慮していく必要がある」、「処理方式については、費用、環境負荷、処理技術の動向等を総合的に検討する必要がある」などのご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容として、「(1) 新清掃工場の計画及び整備」、「(2) 新港清掃工場のリニューアル計画及び整備」、「(3) ごみ処理技術の検討」を位置付けたところでございます。

84 ページは「事業 25 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備」でございます。答申においては、「リサイクル施設について、計画的に次期施設整備の検討を進めていく必要がある」とのご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容として、「(1) 新浜リサイクルセンターの適正な維持管理」と「(2) 再資源化率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備」を位置付けたところでございます。

85 ページは「事業 26 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備」でございます。答申におきましては、「最終処分場について、計画的に次期施設整備の検討を進めていく必要がある」とのご意見を頂きました。これを受けまして、新規事業として、「(2) 次期最終処分場の計画及び整備」、「(3) 次期塵芥污水处理場の計画及び整備」を位置付けたところでございます。

86 ページは「事業 27 適正処理困難物等の処理推進」でございます。答申におきましては、「処理困難物についても処理ルートの再構築を目指していく」とのご意見を頂きました。これを受けまして、事業内容として、「(1) 適正処理困難物等の処理推進」を位置付けたところでございます。

87 ページ以降は、「第 6 章 計画の推進・管理」といたしまして、計画の推進・管理における基本的な考え方などをまとめたものでございます。ここにつきましては従来と変えてございません。

以上、計画事業、特に施策の強化を図ったところを中心にいたしましてご説明をさせて

いただきました。参考資料 1 につきましては資料 2 の中で大方ご説明をさせていただいたこと、また、参考資料 2 は今後のスケジュールでございますので、ご参照いただければと思っております。

説明が長くなりまして失礼いたしました。個別事業の内容等につきまして、ご議論をいただければ幸いです。

【小松崎会長】 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。挙手いただければと思います。

福永委員。

【福永委員】 説明ありがとうございました。この会議では、ごみの減量を、住民の協力によって総排出量を削減するということと、身の丈にあった焼却処理を行うということだと思うのです。その点を踏まえて、最初に気になったのは、環境基本法と循環型社会形成推進基本法と廃棄物処理法とあるんですが、これは 3 つ同じなんです。原点は、まず環境基本法があって、その下に循環型社会形成推進基本法があって、さらにその下に廃棄物処理法、このことのきちんとしたご説明をしていただきたい。何でこうなっているかというのは、国が決めた方針に基づいて地方自治体がこういう処理をしているということで、これは棚上げにしないできちんと書いていただかないと、スタートはここなんですから、ここをちゃんとしてほしいということが一つあります。

それから、処理方法については、ガス化溶融の話、前回も持ち越しになったと思うのですが、焼却炉の建設コストについて、それから、再生をするに当たって極めて難しいということで、なかなか成功はしていないんですね。ごみを燃やさなければいいわけですが、その場合に有効活用するに当たって、この辺はもう少し科学的な分析が必要ではないかということと、当然、リサイクル率を上げると言うんですが、現実問題としての処理がどうなるかということが気になっております。

3 番目は、一番力を入れていただきたい食品残渣の削減が書いてありまして、私、これはいいことだと思うんですね。当然、生ごみの資源化は組成分析で一番多いわけですから、ここをどうするのかということ。一つは、外食産業に排出抑制をしてもらうということが大事ななと思います。また、先ほど部長が食品ロスをなくすということでした。問題は、要するに、食べられるものをそのまま焼却してしまう。こんなことは絶対やってはいけない。もともと日本は食料の自給率が低いにもかかわらず、食べられるものを捨てるなんて、こんなことは許されない。これは、今度の中で十分検討して有効活用を、フードバンクだ

とか、いろいろ活用するということにしないといけない。食べられるものを捨てているなんて、これがまだ 3 割ぐらいあるんですよね。どうしたらいいのかということをやってほしい。

それから、もう一つは事業系のごみです。今まで、これは一般の市民に対するもので、事業系ごみに対しても手を入れなければいけないと思うんです。これは事業者の視点によって、そこは、事業系の再生利用をちゃんとやってください、その上で清掃工場に入れていくということの視点をもう少し明確にすること。

あとは剪定枝ですね。これは時間をかけないといけない。私の町会もうまくいかず、市に指導を受けて大変申し訳なく思っています。私も何回も言うんですけど、これを町会の会員の人たちに徹底するには、毎回言ったとしても 1 年から 2 年にかかるんだと思う。これは、ほかのところを見ても 5 年ぐらいかかる。ルール化するのにですよ。簡単ではないんですよね。まずそういう制度があることを知らせるのに時間がかかりますし、やる気は皆さんあると思うので、ちょっと時間を頂きたい、拙速を避けていただきたいということがあります。そのことを申し上げておきたいと思います。

【小松崎会長】 どうぞ。

【神崎資源循環部長】 まず法体系とごみ処理基本計画の位置付けの関係でございますけれども、計画書の 2 ページのところに「計画の位置付け」ということで若干書き込みをさせていただいております。補足をさせていただきますと、今おっしゃっていただいたように、頂点に環境基本法があり、循環型社会形成推進基本法があり、そして、その下に、廃棄物処理法、そして資源有効利用促進法があり、個別のリサイクル法として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法等々があるわけがございます。また、国全体におきましては、平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次の循環型社会形成推進基本計画がございまして、ここにおいても、循環利用率あるいは最終処分量を更に向上させていこうという国全体としての目標がございます。こういったものも受けまして、千葉市としてできる限りの貢献ができる計画を作ろうということもこの趣旨として一つ掲げておるところでございます。

生ごみの削減についてでございますが、家庭系、事業系ともに、生ごみの組成が 4 割以上ということで大きなシェアがございます。これをいかに減らし、また再資源化していくということがこの計画の実効性を高めることにもつながると私も認識しております。このため、今回の計画におきましては、生ごみの発生抑制などの施策について充実をさせていただいたつもりでございまして、先ほどご説明した新たに追加した事業でも生ごみ系が非

常に多かったかと思います。ただ、市民の方々のご理解を得なければいけない事業でございますので、ここは、仕組みとして市民に受け入れられるような仕組みを作るということ、もう一つは、事業系の生ごみについても、今回の計画におきましては、計画書の 46 ページに数値目標を書いてございますが、事業系生ごみについては、43 年度までに 2,800t 分別・排出をし、資源化をするという目標を掲げております。今年度、予算化してある事業系生ごみ対策として、民間の再生利用事業者へ誘導するための情報提供事業を今年度から着手する予定でございます。こういった施策も拡充していきながら、事業系生ごみも、排出抑制、そして再資源化ルートへ流すといったところを強力に進めていければと思っております。

もう一つは剪定枝の件でございます。今年度、中央区全域でごみステーションでの剪定枝の収集をモデル事業として始めております。今のところ、住民の方の協力率というものは高くなってきております。今後、市民の方に受け入れられるシステムに改良することについて検討するほか、7 月の後半に、中央区のごみステーションにおいて、市職員と町内自治会の方々と協力して早朝啓発を行い、ごみ排出される方々に PR させていただきました。こういった汗をかきながら住民の方々に説明していく努力は引き続き続けたいと思っております。

【小松崎会長】 福永委員。

【福永委員】 議論するには、一つには焼却炉の問題があるんです。今、新設よりも延命化を図って、なるべく税金を使わないで、しかも、その中で 2R が今は強調されているということで、ごみの排出量を減らせれば新清掃工場は要らないというところまで持っていけばいいと思うのです。延命化というのは大事なことであって、新しく新設をするよりも、有効的な税金の使い方を図るということです。さっき言った食品ロスの問題も、使える、食べられるものを捨てるということは全くもったいないことでして、これを有効活用すれば、一石三鳥ぐらいになるわけです。要するに、捨てなくて済むから焼却量は減るわけで、有効利用できる。こういうものがちゃんと千葉市ではできていくんだよということをやっていくべきではないか。今、さらにこれから千葉市が計画するに当たっては、そういうところまでやっていくことが一番大事ではないか。確かに、国の循環型社会形成推進基本法という形はありますけれども、このところが大事ではないか。そういうところに光を当ててほしいと。

それから、焼却炉については、かなり膨大なコストがかかるわけです、どちらにしても。

その費用を削減していくためにも、ごみをどんどん減らすんです。そのことによって財政の支出をいろんな税金を有効に活用できるよということを、市民に知ってもらおうというところが一番のゴールではないかと私は思うんです。でも、これは簡単にいきませんから、そういうことも踏まえて説明いただければと思いました。

【小松崎会長】 ご意見ということ。

【福永委員】 はい。

【小松崎会長】 ほかにございますでしょうか。

伊藤委員。

【伊藤委員】 今日は、かなりの資料で、これからの生ごみの減量の目標と対策について、ばくだいな資料でしたけど、私は、主婦の立場、また地域の役員として質問させていただきます。

目標達成に向けた家庭ごみのリデュース、リユース向けに、運用体制の PR をできるだけ声を大にして進めていけたらよいなと思っています。

生ごみの減量の効果としてごみ袋の有料化がありましたけれども、どれだけの効果が出ているか、一般の家庭には目に見えていないようです。

それと、問題は、事業系と家庭ごみの振り分けで私がいつも思うのは、季節の変動によって考慮して算出とありますが、夏の盆の時期や年末に、庭木等の剪定のごみがたくさん出ますけれども、家庭の可燃ごみに随分大量に出ます。その区別はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。2 点だけお聞かせください。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 ごみ削減効果がなかなか見えていないというご意見をいただきました。家庭ごみ手数料徴収制度におきましては、8%以上の焼却ごみ削減効果があったわけですけれども、なかなか住民の方にその効果が伝わっていないというようなご指摘かと思えます。

例えば、計画書の中で家庭ごみ手数料徴収制度について触れているところもございますけれども、そういったところも活用いたしまして、住民の皆様方と成果というものを共有できるような形にさせていただこうと思います。また、新たに追加した事業ということで、51 ページの中段に、「⑧可燃ごみ減量効果の『見える化』の実施」というものがございます。これも同じ趣旨でございますので、今後こういった施策を展開し、こういった努力を

皆様方にしていただければこういう効果があるということを示すことによりモチベーションにつながるように思います。こういった事業を活用しながら、しっかり進めてまいりたいと思います。

剪定枝のご質問についてですが中央区であっても相変わらず剪定枝が可燃ごみの日に出されてしまっているというような状況のご指摘ということでよろしいのでしょうか。ご質問の内容、いま一度確認をさせていただければと思います。

【伊藤委員】 分かりましたけれども、私も、今説明をいただきました 51 ページのところでは赤丸が幾つもついています。「可燃ごみ減量効果の『見える化』の実施」というのがとても雑然とした言葉だなと思って、どうやって市民に伝えていくのかなということが、写真を撮影したり視覚的に処理するということが書いてありますが、その点、今、追加で説明願いたいと思います。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 具体的なイメージでございすけれども、例えば、生ごみの減量、排出抑制、あるいは、水切りを徹底していただいたり、生ごみ減量処理機を導入していただいて、実際にそれを実践される前と後の状況を、そのご家庭の方に実際に取り組んでいただいて、そのごみ量を量っていただく、あるいは袋に入れたものを写真に撮っていただくということで、自分たちが努力した結果、どの程度のごみが減っているのかというところを、まず視覚的にとらえていただくというものです。当然、実践していただいたご家庭につきましては、それで分かるかと思うのですが、そういった写真やデータを基に、全市で展開すればどれだけの削減効果があるかを含めて分析をいたしまして、それをホームページや広報紙などに掲載し、広く皆様方に、こういった努力をすることが皆様方自身の生活にとって有意義だということを理解していただけるように活用したい、このようなイメージでございす。

【伊藤委員】 ありがとうございます。

【小松崎会長】 岩根委員。

【岩根委員】 76 ページの「収集運搬体制の合理化」のところですが、次世代の自動車を導入しますというところで、既に天然ガス車を優先的に導入するというふうに書いてありますけれども、これはもうこれで決定されているのでしょうか。電気自動車とか燃料電池自動車等も検討はしていくというふうに書いてありますけれども、以前に私が申し上げた LP ガス車とかそういったものも、コスト的には大変安いですし、故障も少ないということな

ので、その辺も今後検討課題に挙げたらどうかと思っています。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 76 ページのところでは、代表的なものということで書かせていただいております。以前の審議会でご提案いただきました LP ガスにつきましても、情報検索によれば、維持経費が安く上がるであろうと言われておりますので、こういったものも比較対象に含めまして、新たに収集車等を導入する場合は幅広く検討させていただく予定でございます。

【岩根委員】 ありがとうございます。

【小松崎会長】 ほかにございますでしょうか。

金子委員

【金子委員】 54 ページになるかと思うのですが、「生ごみの発生抑制の推進」に関する新たに追加した事業として、「⑦生ごみの再資源化に取り組む市民に対するインセンティブの付与」として、生ごみ減量処理機等を活用し、生ごみを可燃ごみとして排出しない市民に対しては、生ごみを入れない可燃ごみの専用指定袋を無償配布するという、それがインセンティブということで、生ごみを減らすという方向では効果が期待できるかと思いますが、その分、生ごみ以外の可燃ごみの排出を抑制するというインセンティブが緩んでしまうという、若干、全体で見ると矛盾するインセンティブにならないかなというところが心配なのですけれども、そこまでしても特に生ごみを減らすという方針なのか、もう少し全体を見てインセンティブの調整を図る必要があるのか、その辺り、今の時点での考えをお聞かせください。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 この計画事業の内容につきましては、これから具体的に検討を進めるわけですが、現実的に考えられるものとしたしましては、生ごみ減量処理機・コンポストをお使いいただく家庭というのは、お使いになる前と比べまして、ごみの排出原単位が大きく下がるということが期待されております。ただし、生ごみ減量処理機等につきましては、投資コストが結構かかるということがございますので、生ごみ減量処理機について注目をさせていただききっかけとして、例えば、生ごみ減量処理機をお買い求めいただく方に対して、初期のインセンティブとして一定枚数を特典のような形でお渡しすることが考えられるかと思います。余り経常的にやり過ぎますと、先生ご指摘のとおり、ほかのインセンティブに影響が出てくるということがございますので、そこは慎重にシステム

を検討したいと思います。

【小松崎会長】 倉阪委員。

【倉阪委員】 大きな点としては、33 年度、38 年度に中間見直しをするということだと思いますので、中間見直しで目標が達成できたかどうかを判断できるような材料を増やしていく必要があるかと思います。施策の実施スケジュールで見ると、33 年までに何か大きなものが入るかという、継続的にやられるものが多いので、そこは目標の方で見る必要があるかと思います。45 ページ、46 ページのところで、分かりやすいように 1 人 1 日当たり等の目標量が書いてありますけれども、33、38、中間的にどの辺りを目指しているのかということが書ければ、それに照らし合わせて評価することもできるのかなと思いますので、その中間目標を 1 人 1 日当たり排出量等で設定することができるかどうか、これのご検討をお願いしたいというのが大きな点です。

それから、42 ページ、43 ページのところで数値目標を見ますと、38 年度に再生利用率がグッと上がって、38 年度に最終処分量がガクッと下がる。これは、何か設備が造られるわけですか。新しい清掃工場で熔融スラグが更に進むとか、再生利用率がこれだけグッと上がるということは、何か見込まれているのではないかと。これは、このグラフを読む人がここで分かるように、ここの部分で断絶があるのが何によって期待されているものなのか、それを書ける範囲で書くと分かりやすいかなと思いました。

それから、若干細かくなりますけれども、54 ページの「フードドライブの実施」。私もフードバンクは知っていますが、フードドライブって何かなと思って、今検索してみました。基本的に、フードバンクに集めるためのイベントのようなものを行うことかなと思いますが、「フードドライブの実施など、フードバンクの活動を更に進行させる」というような書き方が分かりやすいのかなと思いました。

最後に 73 ページですけれども、単一素材プラスチックの再資源化の実施スケジュールのところ、「拠点回収の手法検討・実施」になっているのですが、事業内容を見ると手法検討ということではなくて実施というふうになっていますので、ここは、実施スケジュールの方の表現が、もしかしたら若干古いやつが入っているのかなと思ったのですが、そこはご確認いただければと思います。

【小松崎会長】 2 点、中間目標、それから、何か示せるものがあるか、お答えいただきたいと思います。資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 まず、中間目標年での原単位あるいは総量という形で評価ができる

ようなシステムということで今ご意見を頂きましたので、参考資料 2 に各年度の計画値というものがございます。ここに、各中間目標年につきましても、先ほどの計画書の棒グラフのデータに相当するようなものを何らかの形で記載させていただきまして、きちんと評価ができるようにしたいと思います。

また、42 ページ、43 ページの最終処分量、再生利用率が変化しているところでございますが、ご推察のとおり、新清掃工場におきます中間処理の効果によりまして最終処分量が減り、再利用可能なスラグの量が増えることによりまして再生利用率が上がるという構図でございます。これにつきましては、今頂いたご意見を踏まえまして、計画書の方に何らかの形で分かるように表記をさせていただこうと思います。

また、フードドライブ、フードバンクの表現ですけれども、分かりやすいように修正をさせていただきます。

また、単一素材、プラのところでございますけれども、こちらも正確な表記に改めるように努めてまいります。

【倉阪委員】 すみません、1 か所言い忘れました。29 ページの循環型社会についての「ワンプoint」の説明ですけれども、循環型社会、「再生できない天然資源の消費を抑制し」と書いてあるのですけれども、再生できないかどうかでこれは区別していなかったのではないかと思います。再生できないという表現がリサイクルブルなのかリニューアブルなのかも分からないので、「再生できない」という 6 文字は取った方がいいのかなと思いました。

【小松崎会長】 ほかにございますか。

布施委員。

【布施委員】 これは 54 ページになるかな。ごみ減量処理機を更に普及させていくということは必要なことだとは思いますが、私のところの美浜区は集合住宅が圧倒的に多くて、なかなかこれは使いにくいんです。そうすると、別の形でも減量ということを考えていかなければいけないのかなと思っております。

一つには、いわゆるレジ袋の使用抑制ということもありますけれども、実は、自分の生活を考えると、冷蔵庫が大型化しておりまして、レジ袋は買い物に行って 1 枚か 2 枚もらっただけですけれども、いわゆるラップを相当量使用するんです。この量はそう馬鹿にできないのではないかと。プラスチック類になりますかね。これはやっておりますので、こういうことで考えますと、プラスチックの分別・回収と資源化は考えていく必要がある

のではないかと考えております。国の動向を見てということがありますが、どのような国の検討になっているのか、ひとつ教えてもらいたいと思います。

それから、もう一つ高齢化という問題がありますけれども、割と若い世代の場合は、普及・啓発、教育、あるいは地域の取り組み等々で、ある程度は啓発されていくだろうとは思いますが、高齢化になってきますと、なかなかそれが、かつてやっていたものができなくなるということもあるのではないかと考えますし、私が団地で見ている独り暮らしの高齢者で、多少なりとも認知症ということがありますと、たちまちごみ屋敷になってしまうんですよ。ですから、家庭の中がごみ屋敷ということは、分別等々とはとてもできないということになるわけですので、これについては、自治会だとか民生委員さんの協力も必要ですけれども、ヘルパーさん、訪問介護の事業所、ケアマネジャーとの連携をしながら、こういうところをどういうふうに支援していくのかということも大事になってくると考えます。そういう独居高齢者等に対する指導をどういう形で展開していくのかということも大きな課題ではないかと考えておりますので、この点の考え方があれば教えていただきたいと考えております。

【小松崎会長】 どうぞ、部長。

【神崎資源循環部長】 まず、容器包装リサイクル法の見直しについてでございますけれども、国の産業構造審議会と中央環境審議会のワーキンググループ等におきまして検討がされてきている経緯がございます。今年の2月までに論点整理が終わり、今年の4月から5月にかけてパブリックコメントが実施されたところでございます。このパブコメにおきましては1,000件程度のご意見があったということで、それを踏まえまして一応の整理が終わった段階でございます。今後は、これを受けまして、国として法改正にどのような形で結び付けていくのか、本格的な検討が始まるものと考えております。

課題といたしましては、地方自治体が主に求めています、容器包装リサイクル法の分別収集に係る費用を何とか軽減できないか、事業者との役割分担をどうするのか、こういったところがどのように整理されるのかということを中心に注目をし、その結果を受けまして検討を進めていきたいと考えております。

高齢化対応については、高齢化に向けたごみ処理システムを作っていかなければならないということを認識しておるところでございます。お話にありましたように、ごみの分別ができなくなる方、独居の方も増えてくるということでございますので、ヘルパーさん、あるいは民生委員さん、あるいは自治会さんと連携をしながら、その方が孤立しないよう

な形に持っていくことが必要かと思っています。ただ、なかなか難しいのは、ごみ部門だけでやっていくということは難しいので、福祉部門の施策とも関連付けながら、うまく地域に入っていけるような仕組みを今後考えていきたいと思っています。

【小松崎会長】 布施委員。

【布施委員】 高齢者の問題は、幅広い観点の中で、他の部門とも協力しながら推進していただきたいと思っています。時々、団地の中では、部屋の前にうずたかく可燃袋に詰めたごみが積まれておりまして、あらゆるものがそこに詰まっております。そういった現状を考えますと、福祉の方と連携しながら、是非取り組んでいただきたいと思います。そこまできかないけれども、分別の意識が低下してしまうということもありますので、そういったことを踏まえてご指導いただきたいと思っています。

それから、容器包装リサイクルの関係については、なかなか遅々として進まないということで、私もこれは大きな問題ではないかと思っています。私どもの日常生活では食生活が大分変わっています。我々が小さいころは冷蔵庫がありませんから、もともとああいいうプラスチックの中に入れた食べ物は余りなかったんです。そういうことを考えますと、そこをどうするかということについては、自治体でも相当強く国の方にも言っていかなくてはならないし、場合によっては、多少経費がかかったとしても、大きな費用対効果の中で、プラスチックの回収処理も考えていく必要があるのではないかと思いますので、ただ国の動向を見守るだけではなくて、積極的な行動も必要なのではないかと思っています。

特に、さっき申し上げたラップです。これは自分の生活の反省もありますが、あれを使わない方法はないのかなと。それこそ何度も使えるようなプラスチックの容器に移して、ラップをかけなくても冷蔵庫の中で保存できるとか、そういうような暮らしのアドバイスも必要かなと思っていますので、細かいことではありますが、その辺も研究して普及していただきたいと思っています。

最後、新清掃工場については、いわゆるエネルギー工場として位置付けながら、エネルギーの地産地消に取り組んでいく。それから、余熱についても利用しながら、そういった形で位置付けをしながらやっていこうということですので、これは非常に評価できることだと思いますし、単にこれがそういうものだということではなくて、市内で省エネを進めていくんだと、そういったものの一つの象徴として何かをしてもらいたい。ですから、いわゆる省エネ住宅の普及であるとかそういったものとも関連いたしますし、是非そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

【小松崎会長】 意見としてでよろしいですね。

山本委員。

【山本委員】 具体的にこの中のどことはなかなか言い切れないのですが、あえて言うとなると 57 ページの「きれいなまちづくりの推進」になります。これは、①も②も、実施中、ずっと継続と書いてあるのですが、先週、子ども議会で小学生からの提案で、なるほどなという提案がありまして、市長さんが答弁として「大変いい提案だな」と言ったものがありまして、これは、防犯とか防災につながる、要はポイ捨てをなくしたいという子供たちの視点からの提案だったんです。

ごみを捨てようと思っても、どこにもごみ箱がないので持ち帰るという形になっていますが、まちを見ると、至る所に、例えば、たばこの吸い殻だとか缶だとかが実際あります。大人たちが日曜日とかに、「今日はみんなでごみを拾おう」、例えば「海岸をみんなでクリーンにしよう」というようなことがありますけれども、やはり日常はだれかがごみのポイ捨てをしている。

幅広い意味で言うと 3R だとかごみの分別収集の考え方の教育になるのかもしれませんが、子供たちの提案は何かというと、大きいこういうやつに軍手と常に自分たちの小さい袋を持っているんです。通学時にごみを見付けたら拾って、子供たちはみんな拾うわけです、「ごみだ、ごみだ」と。それを公民館とかに持って行って、いわば分別に分けて、これは缶、これはペットボトル、捨てる。そうすると、例えば公民館の館長さんが判こをピッと押して、10 個判こがたまると、例えばプールにただで行けるとか。分かりませんけど、物をあげるというとなれなので、何かに行けるとか。そういう子供たちの目線からの提案がたくさんありまして、市長さんがそれにお答えしていたということがありました。

これが平成四十何年までの計画で、彼らが 27 歳、28 歳のときの計画だと考えますと、今 12 歳の子供たちの提案が、言ってみたら、きれいなまちづくりということとか、教育ということとか、リサイクルの、自分たちが拾うということは、逆に捨てるということを抑制することだとか、循環型社会とか分別の大切さということが分かって、子供たちがたくさん拾っている中で逆に大人たちが捨てるということはまちとしてどうなのかということとか、最近きれいになってきたなということにつながるということを考えますと、非常にいいタイミングで、いい提案があったということがたまたまありました。

それを今このタイミングですぐこの中に入れてくださいということまではいきませんけ

れども、少なくとも、そういう提案があって受けていたことが、教育だとか、きれいなまちづくりだとか、ひいては、分別、資源物のことだとかにつながっていくことになっていったときに、途中から入れていくのが入りにくいのだとしたら、ご検討いただくということについても、教育委員会さんと連絡をとっていただくことについて、このタイミングで何かアクションが起こせるのであれば、極めて良いのではないかということだけご意見として申し上げさせていただきます。もし何かコメントがありましたら、よろしくお願いします。

【小松崎会長】 お願いします。部長。

【神崎資源循環部長】 楽しくごみ拾いができ、しかもその輪が広がっていくということは非常に重要なことだと思います。今頂いたご提案、なるべく計画の中に読み取れる部分ができるように計画案の方を修正させていただきます。ありがとうございます。

【小松崎会長】 ほかにございますでしょうか。

松坂委員

【松坂委員】 ざっと説明を受けまして、これを市民の方々に最終的には落としとしていかなければいけないわけじゃないですか。そうやってきたときに、短期的な問題と長期的な問題というのもよく分けた上で、これだけの数がありますと、多分、実現していくのに難しいのではないかと思っているのが、優先順位をしっかりと区別した中で、何を一番初めにやっていくのかという短期的な目標をしっかりと立てた上で落とし込みをしていかないと、なかなか実現できないのかなと思います。今後の資料づくりの中で、僕らが見てもすべて理解できないので、正直、なかなかこれを市民の方に理解してくださいと言うのも難しいかなと思っています。そこら辺の目標設定の在り方と、実現に向けてやっていくに当たっての短期的な落とし込みの仕方を考えていかななくてはならないのかなと思ったので、そこら辺について一点、後でご意見を頂きたい。

それと、幕張新都心の話がこの中にありましたけれども、ほかの地域と幕張新都心の不公平感というのもあると思いますので、その点についての是正をするように、何かしらうまく入れられないかなと思いました。

それから、45 ページにありました 1 人当たりの目標設定ですけれども、基本的に、有料化もそうですけれども、なるべく強制的にならないように、千葉市民の方々は十分努力してくれていると思いますので、そこら辺も考えた上で、過度なものは僕は実は反対です。もう少し、市民 1 人当たりの意識改革の方でこういうものが出てくればいいかなと思って

おります。

それから、回収されている業界団体の中から僕もいろいろお話を聞きます。そういう中で、2 工場体制の不安、それから、工場に行ったときにずっと待たされるのではないか、そういういろいろな問題が業界からも出ております。そういう中で、それを払拭していくような何かしらの方向性を、これからまた新たに考えていただきたいと思う次第でございます。

先ほど、車の話なんかもありましたけれども、一回投資して車を買ってしまえば、5 年間、6 年間、企業としてはそこまでは使わないと難しい問題もありますし、そうなってくると、さっきあった LP ガスだったり電気というのは、もうちょっと長期的なスパンで考えていかなければいけない目標設定にもなってくると思います。そういう中で、それは一番最初に言った短期的・長期的な目標ということにもかかわってくると思いますが、その点についても、これも急激にやられると業者さんはみんな困ってしまうと思います。ですから、長期的な目標の中で解決していただきたいと思います。

以上、幾つか言いましたけれども、ほぼ要望なので、1 点目の目標設定と市民に対してどうこれを落とし込んで説明していくのかという点についてだけ、お伺いさせていただきます。ほかは全部要望でございますので。お願いいたします。

【小松崎会長】 今の点について、資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 1 点目のお話でございますけれども、関連するところといたしましては、例えば、計画書の 92 ページ以降にそれぞれの役割というのがありまして、それぞれの立場から見てどういったことを期待するのかというところがございます。最終的には、具体的に行動をとっていただく方は、一人一人の市民であり、一つ一つの事業所さんであります。そういったところの方々が見て、今自分たちは何をしなければいけないのかというところが分からないと、伝わらないと意味がないというご指摘だと思います。計画書だけではなくて、そういった方々にきちんと伝わるような別のリーフレットなどを作成いたしまして、また、それを住民説明会であるとか、あるいは直接事業者さんに訪問して説明するような機会を頂きながら、この計画にある一つ一つの事業を一つでも多く定着させていきたいと思っております。その際、またスケジュールがきちんと分かるような形に落とし込みをさせていただこうと思います。

【小松崎会長】 松坂委員。

【松坂委員】 どうしてもこれはやらなければいけないという事業が優先順位として分かっ

てくると、市民も事業者もやりやすいと思いますので、その点、ここに書いてあることもそうなのですけれども、優先順位をどうして、また、環境局さんとしても何を一番初めにやっていきたいのかということが分かりやすくなれば、我々も応援しやすいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小松崎会長】 ほかにございますでしょうか。

倉阪委員。

【倉阪委員】 中間目標の件ですが、もしかしたら、全体のごみ量等で計れない部分が施策の方であるのかなというふうに思いまして、多様な排出機会を提供するということについて、何かそれ自体で目標設定の余地はないのかどうか。ここでは、集団回収の未参加団体へのアプローチとか、集団回収をする団体数みたいなものがあるのかどうか。いろんな拠点回収の項目、品目と数のようなもので何か目標設定する余地があるのかどうか。それとも、それについては集団回収から集められているごみ量みたいなもので把握をすればいいのか。その辺り、中間で評価ができるようにご検討いただくといいのかなと思いました。

あともう一つ、これは思い付きで恐縮ですが、フードバンクのフードドライブの前のところで、52 ページですね。これも新たに追加した事業で、「リユース促進に寄与するイベントの開催及び民間団体の活動支援」、やろうと思っていることは同じですよ。多分、不要なものを集めて、それで、福祉的なことも考えていろんなところに配ろうと。なので、この辺りは、名前を例えばリユースバンクとかリユースドライブとか、千葉市から新しいことが動いたよというようなことが言えるように工夫をしたらどうか。これは思い付きで恐縮ですが、名前というのは重要なので、ご検討いただければと思います。

【小松崎会長】 ほかにございますでしょうか。

金子委員

【金子委員】 いろいろなことに、これから、ごみの減量とかに更に取り組んでいくわけですが、何のために取り組んでいるのかという実感として、ただごみが減って環境負荷が減るから、それは理解できると思うのですが、それによって、例えば、ごみ処理の経費がどれくらい削減できて、その分でよりほかの分野にお金が使えようになるとか、そういった効果も、この取り組みを進めていく上でアピールすると市民からの納得も得られるようになると思うのです。そういったところは余りこの計画に盛り込めないのかもしれないのですが、可能であれば、そういった経費面の見通し、減量がこれくらい進むことによって、

これぐらいのごみに関する財政負担が減るというようなことも、可能な限り予測を立てて、それを示すことができればいいのではないかと思いますのですが、この辺りの検討はいかがでしょうか。

【小松崎会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 具体的に個々の計画事業費については、内部的には見積もりをしております。また、削減効果についてもある程度想定をしておりますので、そういった意味では、数字的には算定は可能かと思うのですが、現実の局面において、事業費は変動してしまうことがあります。家庭ごみ手数料徴収制度のときに、実は、今おっしゃっていただいたようなことをアナウンスしていたところがありましたが、誤解を招いたところもありまして、費用の面につきましては、これからかかる費用は低減し、全体の廃棄物に係る処理コストを、社会的なコストとして縮小化していくというところの考え方はあるものの、どこまでというところは、なかなか見積もりが難しいという実態がございます。

【小松崎会長】 金子委員、よろしいですか。

【金子委員】 誤解を招くようになるとよくないと思うのですが、そういった効果もあるのだと、具体的に幾らということを示すことはできないものの、考え方として、ごみに関する財政負担が減ることで、そのほかの施策を充実することが進められるといったことも少しアピールしてもいいのかなと思いますので、ご検討いただければ幸いです。

【小松崎会長】 ほかにご意見ございませんか。

河合委員、お願いします。

【河合委員】 今日、全体的に聞いていて、「ねばならない」とか「努力しましょう」ばかりになってくると、私とかだと、嫌だとか面倒くさいというふうに思うようになりやすいと思うんです。今までなかった締め付けで締め付けられてくると、逆に不法投棄が増えてしまうのではないかというおそれもあると思うので、そこら辺、自分たち事業者にとっても市民にとってもメリットになる点というのをもう少し出していけたらいいのかなと感じました。

【小松崎会長】 ご感想ですけど、それに対するコメントはありますか。

資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 ご趣旨はよく分かりましたので、どうやって PR するか、分かりやすく、しかも、その気になるような、みんなと一緒にやっていくんだと、強制されているのではなくて、自ら将来に向けてこういった取り組みをやっていく、またそれが一つの楽

しみにつながるような演出も個々の事業の中でできればやっていきたいと思いますので、今頂いたご意見をしっかり受け止めさせていただこうと思います。

【小松崎会長】　ここ数人の意見はそういう意見でしたので、是非踏まえていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

飯田委員。

【飯田委員】　一つの要望としてですけれども、いわゆる最終目標を達成するには大変な努力が必要になってくると思うのです。当然、減量するということは資源化ということになるわけですし、ただ、資源化をしても付加価値が付かないと意味がないというふうに私は思っているんです。

その中で、ここに書いてあります今回の食品トレーとかそういったものに関しても、今の現状を踏まえますと、なかなかきっちりとした品質管理ができていないのかなど。匂いとか汚れとかそういったものは事業所側も徹底されていないということで、非常に品質が悪いというところもあります。

それと、集団回収の中でも、先ほど、量が減っていないじゃないかというようなお話がありましたけれども、雑がみを中心に、今、清掃工場の中の資源化として、集団回収の方も市民の方は一生懸命やられておりますけれども、これにつきましても、組成分析しますと4%ぐらいが雑がみの中にごみが入っているんです。ごみが入っていてどうしても問題になるのは、メーカーがとらなくなるという懸念がありまして、今、どこの市町村も、清掃工場の延命化によりまして、ごみ減量のために資源化に力を入れておりまして、古紙の回収に力を入れておりますけれども、実は、今、400万トンが国内で余剰しているんです。その400万トンを今どうしているかというと、海外の方に輸出して帳尻を合わせているというような現実があります。ただ、海外の方も、雑がみを輸出する際に中にごみが入っていますと、当然また港から戻ってきってしまうという状況にもなっています。それと、今言ったメーカーの方も、今後、価格が若干付いているのであればメーカーの方も替えられるのですが、今後、為替の問題もあって非常に価格が暴落するというような情報も入っておりますので、そうすると、なお更、品質の悪いものについては出口がなくなるといった懸念があります。

そういった意味では、業者サイドとしても、市民側、また排出事業者の方に啓蒙活動をしていくつもりですけれども、市の方としても、いわゆるリーフレットの中に、分別の表

だけではなくて、品質管理に向けた啓蒙的なものを明記していただくと、市民の方、また排出事業者の方も分かりやすいと思いますので、その辺にも是非力を入れてやっていただければ有難いということで、要望としてお願いします。

【小松崎会長】 ほかにございますでしょうか。

それでは、以上とさせていただきます。

議題（３）となりますけれども、「その他」として、今まで以外のことについて特にございますでしょうか。

特にないようでございますので、以上をもちまして、本日予定しておりました議題につきましてはすべて終了となります。熱心なご議論をありがとうございました。

それでは、事務局の方で何かありましたら、よろしくお願いいたします。

【森永廃棄物対策課長補佐】 事務局でございます。事務局からは連絡事項がございます。

今回の審議会の会議録についてでございます。会議録が完成しましたら各委員の皆様方にお送りさせていただきます。発言内容等に修正がございましたら、加筆修正後、事務局までお送りいただければと存じます。

次回の審議会の予定についてでございます。10月中旬に、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画(案)」等を議題としまして開催する予定としております。日時が決まり次第、開催通知を委員の皆様方へ送付させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成28年度第2回廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

午後4時45分 閉会